

条	改正前	条	改正後
【保証および再保証委託約款】		【保証および再保証委託約款】	
第 3 条	（求償権の事前行使） (1)委託者が次の各号の1つでも該当しましたは該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき <u>④相続の開始があったとき</u> <u>⑤</u>原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。） <u>⑥</u>本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。） <u>⑦</u>甲、乙または丙に対する他の債務の1 つでも期限の利益を喪失したとき <u>⑧</u>住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき <u>⑨</u>乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき <u>⑩</u>甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代位弁済が発生したとき <u>⑪</u>その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき <u>⑫</u>前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めたとき (2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461 条に基づく主張を行いません。	第 3 条	（求償権の事前行使） (1)委託者が次の各号の1つでも該当しましたは該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき <u>④</u>原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。） <u>⑤</u>本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。） <u>⑥</u>甲、乙または丙に対する他の債務の1 つでも期限の利益を喪失したとき <u>⑦</u>住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき <u>⑧</u>乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき <u>⑨</u>甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代位弁済が発生したとき <u>⑩</u>その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき <u>⑪</u>前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めたとき (2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461 条に基づく主張を行いません。
	附則（2019年7月30日） 1 この規約は2019年7月30日より実施します。 附則（2020年3月22日） 1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。 附則（2021年3月26日） 1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。		附則（2019年7月30日） 1 この規約は2019年7月30日より実施します。 附則（2020年3月22日） 1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。 附則（2021年3月26日） 1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。 <u>附則（2021年4月19日）</u> <u>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</u>
	登録 No.11115 21.0 <u>3</u>		登録 No.11115 21.0 <u>4</u>

■ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング用

条	改正前	条	改正後																								
【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社:新生フィナンシャル株式会社)		【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社:新生フィナンシャル株式会社)																									
第 7 条	(再保証会社が加盟する個人情報機関) 再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。 各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。 <table><tr><th>個人情報機関名・主な加盟会員</th><th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th><th>○/△</th></tr><tr><td>全国銀行個人情報センター</td><td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td><td>△</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td><td>○</td></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td><td>○</td></tr></table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○	第 7 条	(再保証会社が加盟する個人情報機関) 再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。 各機関の加盟資格、<u>加盟</u>会員名等は各機関のホームページに掲載されています。 <table><tr><th>個人情報機関名・主な加盟会員</th><th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th><th>○/△</th></tr><tr><td>全国銀行個人情報センター</td><td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td><td>△</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td><td>○</td></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td><td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td><td>○</td></tr></table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																									
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△																									
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○																									
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○																									
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																									
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△																									
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○																									
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○																									
	20 <u>20</u> 年 <u>05</u> 月 <u>21</u> 日改定		20 <u>21</u> 年 <u>04</u> 月 <u>19</u> 日改定																								